

## 興行場法第2条、第3条関係基準条例準則

昭和59年4月24日 環指発42号  
各都道府県知事・各政令市市長宛  
厚生省環境衛生局長通知  
平成2年10月22日 衛指第177号 一部改正  
平成27年7月31日 健発0731第4号 一部改正

### I 興行場の設置の場所又は構造設備についての公衆衛生上必要な基準条例準則（法第2条第2項関係）

興行場（以下「施設」という。）の設置の場所又は構造設備については、次の基準によらなければならない。

（設置場所）

1 設置場所は、次の各号によること。

- (1) 施設は、排水が極めて悪い等入場者の衛生に支障をきたす場所には設置しないこと。ただし、その周囲が耐水性の材料による排水溝を設けるなど排水が容易に行え、かつ清掃が容易にできる構造であり、及び施設の床面が、コンクリートその他の不浸透性材料で覆われ、又は床が地盤面から45cm以上の高さにある等防湿上有効な措置が講じられている場所にあつてはこの限りでないこと。
- (2) 施設の周囲には、採光、換気に支障のないよう空地等適当な空間を設けること。ただし、施設の採光、換気に係る構造設備により公衆衛生上支障がない場合はこの限りでないこと。

（施設全般の構造設備）

2 施設の全般の構造設備は、次の各号によること。

- (1) 施設は、ねずみ、昆虫の侵入を防止するため、外部に開放されている窓、給気口等に金網等を設けること。
- (2) 施設は、十分な耐久性を有する材料で築造し、喫煙できる場所の床面は、不燃材料又は難燃性有する材料で築造するなど適当に不燃措置を講じること。
- (3) 施設は、清掃及び排水が容易に行える構造であること。
- (4) 施設のうち、興行を見せ又は聞かせるため入場者が利用する場所（以下「観覧室」という。）は、舞台等の興行に直接関係する場所を除き、食堂、ロビー、便所及び売店等とは、隔壁等により区画すること。
- (5) 観覧室、ロビー及び食堂等の入場者が利用する場所（以下「場内」という。）には、入場者の利用に応ずる便所を設けること。
- (6) 食堂、売店又は食品販売設備は、便所の付近その他の不潔な場所に設けてはならないこと。ただし、便所に次室を設けた水洗便所であつて衛生上支障がない場合は、この限りでないこと。
- (7) 場内には、各階の観覧室、廊下等に温度計及び湿度計を入場者に見えるよう

適当な位置に設けること。

- (8) 場内は、入場者が容易に移動及び避難ができるよう適当な広さを有し、また事故時に容易に避難できるように適当な数の出入口を有すること。
- (9) 場内の天井は、興行目的に応じ十分な高さを有していること。
- (10) 観客のサービスのよう供する座布団等を使用する場合には、施設に清潔で衛生的に保管できる設備を適当な場所に設けること。
- (11) 施設には、適当な数の清掃用具及び必要に応じ散水用具を備えること。また、清掃用具等を清潔で衛生的に保管できる専用の設備を適当な場所に設けること。
- (12) 場内には、不浸透性の材料で造られ、かつ、汚液（汚水を含む。）、ゴミ等が飛散流出しない構造の適当な数のゴミ箱を置くこと。
- (13) 観覧室の床面積が400m<sup>2</sup>以上の大規模な施設にあっては、ゴミを置く集積場を適当なところに設けること。
- (14) 観覧室に土足で入るところにあっては、場内の入口に靴等に付着する泥土を除去するためのマット（敷物）等を置くこと。

（観覧室の構造設備）

- 3 観覧室は、入場者が、容易に移動、着席及び出入りができることのほか入場者の衛生及び観覧に支障が生じないように清掃及び消毒が容易にできる構造設備であって、十分な広さ及び高さを有し、かつ適当な数及び広さの出入口並びに適当な数及び広さの観覧席（興行を見聞きするための入場者のいす席、座席、立見席をいう。）を備えること。

（喫煙席の構造設備）

- 4 喫煙室を設ける場合は、施設の出入口から極力離して設けることとし、たばこの煙が喫煙室の外に流れ出ない構造であること。

（空気環境に係る構造設備）

- 5 空気環境に係る構造設備は、次の各号によること。

- (1) 施設には、内部の汚染空気の排除、温度・湿度の調整等衛生的空気環境を確保するため、適正な機械換気設備（空気を浄化し、その流通を調節して供給（排出を含む。）をすることができる設備をいう。）又は空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。）をすることができる設備をいう。）を設けること。
- (2) 場内の機械換気設備（空気調和設備を含む。以下同じ。）は、次の各号により設けること。なお、機械換気設備は、換気方式により、次の各号に区分する。
  - ① 第一種給気用送風機と排気用送風機との併用によるものをいう。
  - ② 第二種給気用送風機と自然排気口との組合せによるものをいい、次のようにさらに区分する。
    - 甲 排気を直接施設外に排出するもの。
    - 乙 排気を廊下その他の部屋を通して、間接に施設外に排出するもの。
  - ③ 第三種 排気用送風機と自然給気口との組合せによるものをいい、次のようにさらに区分する。

甲 給気を直接施設外から導入するもの。

乙 給気を廊下その他の部屋を通して、間接に施設外から導入するもの。

ア 換気能力は、床面積  $1\text{ m}^2$  当たり毎時  $75\text{ m}^3$  以上のもので、清浄な外気を常時給気又は排気できる機能があること。

イ 場内に設けられた次の各室に係る機械換気設備は、それぞれ専用（独立系統）であり、他の系統と区別されていること。

（ア）観覧室 （イ）調理室 （ウ）喫煙室 （エ）便所 （オ）食堂

ウ 機械換気設備は、次の構造であること。

（ア）外気取入口は、汚染された空気を取り入れることがないように適当な位置に設けること。

（イ）外気の清浄度が不十分なときは、空気を浄化する適当な設備を設けること。

（ウ）給気口は、内部に取り入れられた空気の分布を均等にし、かつ、局部的に空気の流れが停滞しないよう良好な気流分布を得るため適当な吹出機能のものを、また排気口は排気を効果的にできる適当な吸引機能のものを、適当な位置に設けること。

（エ）送風機（給気用・排気用）は、風道その他の抵抗及び外風圧に対して、安定した所定の風量が得られる機能を有すること。

（オ）風道は、漏れが少ない気密性の高い構造であること。

（カ）風道の材料は、容易に劣化し、又は給気を汚染するおそれのないものであること。

（キ）送風機、風道の要所、給気口、排気口その他機械換気設備の重要な部分には、保守点検、整備が容易にできる構造であること。

エ 観覧室における機械換気設備は、次の各号により設けること。

（ア）観覧室の床面積が  $400\text{ m}^2$  を越えるもの又は地下に観覧室があるものについては、空気調和設備若しくは第1種機械換気設備を設けること。

（イ）地上に施設がある場合、観覧室の床面積が  $150\text{ m}^2$  を越え、かつ、 $400\text{ m}^2$  以下のものについては、空気調和設備、又は第一種若しくは第二種（甲）機械換気設備を設けること。

ただし、排気口からの排気が施設外に排出できる場合及び給気口からの外気が不足するおそれがない場合には、第二種（乙）又は、第三種（乙）機械換気設備を設けることができること。

（施設の照明設備）

6 施設は、入場者の衛生及び興行に支障がないよう特に定める場合を除き床面から  $80\text{ cm}$  の高さの全ての所で照度  $100$ ルクス以上になるよう適当な照度機能を有する照明設備を設けること。

ただし、窓等から採光する構造の場合、自然光線で所要の照度を十分に達成できるときは、この限りでないこと。

7 場内その他特に定める所は、次の照度機能を有する照明設備を設けること。

- (1) 観覧室、ロビー、休憩室、廊下、階段、便所及びその他の入場者が利用する場所並びに電気・機械室には、床面において150～300ルクスの照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。
- (2) 観覧室、ロビー、休憩室、階段、出入口、非常口、便所及びその他の入場者が利用する場所には、床面において30～70ルクスの照度を満たす機能を有する電源の異なる補助照明設備を設けること。
- (3) 映画の映写等のため観覧室の消灯を行う場合にあっては、電圧昇降器等による漸減式照明方法ができる照明設備を設けること。
- (4) 映写室、モニター室には、床面から40cmの高さ（座業高）の全ての所において70～150ルクスの照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。
- (5) 観覧席には、映写中又は演技中であっても客席の床面の全ての所において0.2ルクス以上の照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。
- (6) 映写室、モニター室には、映写中又は演技中等の場合においても、床面から40cmの高さにおいて常に3～30ルクスの照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。
- (7) 舞台には、演技等に必要な照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。
- (8) 出入口、売店、楽屋、入場券売場にあつては、床面から80cmの高さの全ての所において、200～700ルクスの照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。

ただし、入場券売場にあつては、局部照明を併用しても差し支えないこと。

（便所の構造設備）

8 便所は、次の構造設備であること。

- (1) 便所の設置場所は場内とすること。ただし、他の用途を主とする建築物の一隅に設置された小規模施設等であつて、当該施設に近接して入場者の需要を満たすことができる適当な規模を有する便所が利用できる場合は、この限りでないこと。
- (2) 少なくとも男性用大便所及び女性用便所を一か所以上設けること。
- (3) 観覧室が複数階に及ぶ場合にあっては、各階ごとに男性用及び女性用に区画して設け、入場者にその旨を明らかに分かるように表示してあること。ただし、上下階から等距離にある中間階に設置する等、入場者の利便を損なわないと認められる場合は、各階ごとに設置しなくてもよいこと。
- (4) 便所の出入口は、直接観覧室に開口しない構造であること。ただし、次室を設けた水洗便所であつて衛生上支障がない場合は、この限りではないこと。
- (5) 床面及び内壁（腰張りを含む床面から1m以上の所まで）は、不浸透性の材料を用いて築造され、清掃が容易に行える構造であること。
- (6) 便器は、陶磁器製の不浸透性の材料で造られているものを使用すること。
- (7) 場内の各階における便所（(3)項ただし書きで認められる場合を含む）の便器の数は、次の各号により適正に設けること。

ア 男性用便器と女性用便器の数は、通常女性の方が長い時間必要となる事実

や興行場の業種、規模及び用途並びに男女別の利用者数等を考慮し、それらを適切に反映したものとすること。特に混雑が予想される施設においては、できる限り待ち時間の男女均等化が図られよう努めること。

- イ 男性用大便器は、少なくとも、小便器5個以内ごとに1個を設けること。ただし、座便式便器等、小便器と兼用できる便器の場合は、その割合を適宜変えることができること。
- ウ 男性用便器及び女性用便器の合計は原則として各階の観覧室の床面積に応じ次の表の左欄に掲げる床面積の区分に対応する右欄の便器数であること。ただし、(3)項ただし書きで認められる場合の床面積は、主として当該便所を利用する入場者に対応する階の観覧室の床面積の合計とする。

床面積	床面積別の最少
300m <sup>2</sup> 以下	15m <sup>2</sup> ごとに1個
300m <sup>2</sup> を超え600m <sup>2</sup> 以下	20個+(床面積-300m <sup>2</sup> )につき 20m <sup>2</sup> ごとに1個
600m <sup>2</sup> を超え900m <sup>2</sup> 以下	35個+(床面積-600m <sup>2</sup> )につき 30m <sup>2</sup> ごとに1個
900m <sup>2</sup> を超えるとき	45個+(床面積-900m <sup>2</sup> )につき 60m <sup>2</sup> ごとに1個

- (8) 便所は、窓又は換気設備を設けた水洗式便所とすること。ただし、当該興行場が公共下水道処理以外の区域にあって、浄化槽放流水の排水先がない場合又は放流水を排水することにより排水先に衛生上支障を生ずる場合に限り改良便槽とすることができること。改良便槽とする場合は、便所の窓その他の開口部には、昆虫の侵入を防止するための設備を設けること。
- (9) 適当な数の清浄な水を供給できる流水式手洗い設備を設けること。

(基準の緩和等)

- 9 知事は、興行場の設置の場所又はその構造設備につき許可を与える場合、当該興行場の特性に応じ、衛生上支障がないと認められる範囲で、法の趣旨・目的に沿った必要最小限の規制となるようこの基準の一部を緩和し、若しくは適用しないことができること。

## II 入場者の衛生に必要な措置基準準則 (法第3条第2項関係)

営業者は、興行場について、換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置を次の基準(以下「措置基準」という。)により講じなければならない。

(施設の周囲)

- 1 施設の周囲は、必要に応じ補修を行い、毎日清掃し、衛生上支障のないようにすること。

(施設全般の管理)

- 2 施設全般の管理は、次の各号によること。

- (1) 施設設備は、必要に応じ補修を行い、特に定める場合を除き、毎日清掃し、衛生上支障のないようにすること。
- (2) 施設におけるねずみ、昆虫を駆除するため定期的に巡回点検及び駆除作業を実施すること。また、駆除の実施記録は二年以上保存すること。
- (3) 入場者が利用する場所は、定期的に消毒を行うこと。また、二年以上保存すること。
- (4) 壁、天井は、常に清潔に保つこと。
- (5) 設備及び器具は、特に定める場合を除き定期的に保守点検を行い、常に適正に使用できるよう整備すること。
- (6) 食堂、売店又は食品販売設備は、常に清潔で衛生的に保つこと。
- (7) 場内の温度計及び湿度計は、入場者が常に容易に見えるよう適正に管理すること。
- (8) 清掃用具その他の用具類は、専用の場所に保管し、当該場所は適正に清掃を行い、常に衛生的に保つこと。
- (9) 座布団等の保管場所は、適切に清掃を行い、常に清潔で衛生的に保つこと。また、入場者の用に供する座布団等は、常に清潔で衛生的に保たなければならない。
- (10) ゴミその他の廃棄物は、適切に搬出し、施設内に放置しないこと。また、ゴミ箱は、廃棄物、汚液、汚臭等が飛散流出しないように管理するとともに、適切に清掃を行い、常に清潔を保たなければならない。
- (11) 便所は、次の各号により適切に管理すること。
  - ア 臭気を著しく発散させてはならないこと。
  - イ 毎日清掃し、常に清潔に保つこと。
  - ウ 定期的に殺虫及び消毒を実施すること。

(機械換気設備の管理及び空気環境の基準)

### 3 機械換気設備の管理及び空気環境の基準は、次の各号によること。

- (1) 機械換気設備は、次の各号により適正に管理すること。
  - ア 定期的に保守点検し、故障、破損等がある場合は、速やかに補修し、常に機能を設計どおりに保持し、かつ、使用できるよう整備すること。
  - イ 適切に清掃し、常に清潔で衛生的に保つこと。
- (2) 空気環境の基準は、次の各号であること。
  - ア 炭酸ガス濃度は、1500ppm以下であること。
  - イ 観覧室にあっては、浮遊粉じん量は1m<sup>3</sup>当たり0.2mg以下であること。
  - ウ 空中落下細菌(生菌)数(5分間開放の平板培養法)は、
    - (ア) 観覧室は、上映(演)直後(開始から10分以内に測定)において、座面で30個以内であること。
    - (イ) 場内は、営業中において座面で50個以内であること。
- (3) 空気調和設備による空気環境の基準は、前項に加え、次の各号であること。
  - ア 温度は、17～28℃の範囲に保つこと。なお、冷房する場合、外気との

温度差は、7℃以内とすること。

イ 相対湿度は、30～80%を常に保つこと。

ウ 観覧室を除く場内にあっては、浮遊粉じん量は1m<sup>3</sup>当たり0.2mg以下であること。

エ 気流は、毎秒0.5m以下であること。

(4) 前記基準に係る測定は、必要に応じ実施し、その実施記録は二年以上保存すること。

(照明設備の管理)

4 照明設備は、次の各号により適正に管理すること。

(1) 定期的に保守点検し、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること。

(2) 施設内の照度は、照明設備の機能どおりに適正に保持し、低下をきたさないよう適正に清掃し、常に清潔に保つこと。

(3) 照度は、定期的に測定すること。

(興行時間の制限)

5 屋内の興行場の場合、環境を保健上良好な状態に保持するための映写、演劇、演芸、音楽演奏、観せ物、競技にあっては、一回の興行時間を2時間30分以上連続して行うときは、おおむね2時間30分を越えない時間ごとに約10分以上の休憩時間を設け、換気を十分に行うこと。ただし、次の各号に該当する場合にあっては、この限りでないこと。

(1) 映画の場合、2時間30分を超えるフィルムを映写するときは、そのフィルム一回の映写の前後に十分な換気を行う場合

(2) 換気を十分に行い衛生上支障がない場合

(閉場の時刻)

6 興行時間は、清掃等衛生上必要な措置を確保するなど公衆衛生を確保するため深夜に及ばないようにし、閉場時限を原則として午後十時とすること。

(環境衛生サービス等の表示)

7 環境衛生サービスとして衛生管理の措置及び営業許可証については、場内の入場者の容易に見える所に掲示すること。

(1) 場内の消毒、ねずみ、昆虫の駆除の実施状況については、その方法と年月日

(2) 場内の空気環境の測定結果については、測定年月日と測定値

(入場者の注意事項等)

8 入場者の衛生を保持するため、次の各号により、必要な案内を行うとともに、所要の注意事項については、場内の適当な所に掲示すること。

(1) 所要の喫煙場所以外での喫煙を禁止すること。

(2) 喫煙場所以外で喫煙している者については、それを制止し、適切に案内すること。

(3) 禁煙及び喫煙室である旨の表示は、場内の適当な所に掲示し、常に容易に見えるよう適正に管理すること。

- (4) 表示は、日本語のほか必要に応じ英語等の外国語による表示を行うこと。
- (5) 喫煙室には、喫煙に支障ないよう適当な数の灰皿等喫煙設備を置くこと。
- (6) ゴミ等場内を不潔にするおそれがあるものは、ゴミ箱以外のところに投棄しない旨の表示を適切に掲示し、常に容易に見えるよう適正に管理すること。

(入場者の事故の対応措置)

- 9 入場者に事故が発生した場合は、その状況を的確に把握し、次の各号により迅速、かつ、適切に措置すること。
  - (1) 救急医療品及び衛生材料を適切に備えておくこと。
  - (2) 必要に応じ、医療機関等に通報しその支持を受ける等入場者の救護について迅速、かつ、適切に対応できる体制を確立しておくこと。

(従業者の管理)

- 10 従業者に係る衛生管理は、次の各号によること。
  - (1) 衣服は、常に清潔に保つこと。
  - (2) 伝染のおそれのある疾病にかかっている者又はその疑いがある者は、業務に従事しないこと。ただし、医師の診断により支障がない場合にあっては、この限りでないこと。
  - (3) 施設又はその部門ごとに、当該従業者のうちから公衆衛生に関する責任者(以下「衛生責任者」という。)を定めて置くこと。
  - (4) 衛生責任者は、営業者の指示に従い、衛生管理に当たるものとする。

(従業者の衛生教育)

- 11 営業者又は衛生責任者は、施設の管理が衛生的に行われるよう従業者の衛生教育に努めなければならないこと。

(入場定員)

- 12 入場定員については、その旨を入場者が容易に見えるような位置に掲示し、定員以上の入場者を入場させないこと。

(営業中止の解除)

- 13 営業を中止し、又はその一部を中止したときは、直ちに知事にその旨を連絡すること。

(基準の緩和等)

- 14 知事は、屋外に面した観覧席等特殊な理由がある場合には興行場の特性に応じ、衛生上支障がないと認められる範囲で、この基準の一部を緩和し、若しくは適用しないことができること。